

当社が販売している司法書士試験関連書籍「合格ゾーン」「合格ゾーン 平成19年度版」「ポケット判 択一過去問肢集」「精撰択一問題集」「実戦択一カード」「一問一答式 重要論点チェックカード」の記載内容につき現時点で確定的に判明している修正箇所一覧を作成いたしましたので、勉強の際にお使いください。なお、本一覧表は試験前の貴重な時間であることを勘案し、「受験上必要な知識」「理解の妨げとなるであろう誤植」(平成19年度司法書士合格者チームによるセレクト)に限り掲載してあります。また、書籍発売後の法改正情報による改訂情報は掲載してはおりませんので、予めご了承ください。
みなさまの合格を祈念しております。

東京リーガルマインド 司法書士制作課

合格ゾーン過去問題集(2008年度版)

民法(上)

| ページ数 | 過去問 | 肢番号 | 訂正前 | 訂正後 |
|------|--------|--------|-----------|---|
| 468 | S61-22 | 肢5 4行目 | C地所有者 | A地所有者 |
| 676 | H17-13 | 肢イ 2行目 | 差押えを受けた物 | 差押えを禁止された物 |
| 684 | S63-17 | 肢5 6行目 | 登記を流用すること | 登記の流用を主張すること |
| | | 肢5 6行目 | 登記の流用 | 登記の流用の主張 |
| 800 | H19-14 | 肢ウ 解説 | 解説全文 | 平成15年民法改正前の滌除制度の下では、抵当権者が滌除を受ける前に抵当権を実行しようとするときは、第三取得者に滌除の機会を与えるため実行の通知をしなければならなかったが、改正後の抵当権消滅請求の制度においては、通知の制度は廃止された。したがって、抵当権者は、抵当不動産の第三取得者がいる場合において、抵当権を実行しようとするときは、あらかじめ第三取得者に対してその旨を通知しなければならないとする点で、本肢は誤っている。なお、抵当権消滅請求の書面の送付を受けた債権者(抵当権者・不動産先取特権者・質権者)が競売の申立て(民384①)をするときは、抵当権消滅請求の書面の送付を受けた後2か月以内に、債務者及び抵当不動産の譲渡人にその旨を通知しなければならない(民385)。 |

民法(下)

| ページ数 | 過去問 | 肢番号 | 訂正前 | 訂正後 |
|------|-------|-------|------|--|
| 400 | H6-20 | 肢ウ 解説 | 解説全文 | 特別養子縁組は、養親となる者の申立てによる家庭裁判所の審判によって成立し(817の2)、また、効力を生じるものであり、戸籍法の届出によって、その効力を生じるのではない。 |

不動産登記法(上)

| ページ数 | 過去問 | 肢番号 | 訂正前 | 訂正後 |
|------|--------|--------|---|--|
| 116 | H12-26 | 肢2 6行目 | 債務者(登記権利者) | 債権者(登記権利者) |
| 260 | H2-27 | 正解欄 | 正解(3) | 正解(2) |
| | | 肢ア 解説 | 解説全文 | 土地が合筆された後に、その所有者が登記義務者として登記申請をする場合に提供する登記識別情報は、合筆の際に通知された登記識別情報であるのが原則であるが、便宜合筆前のすべての土地についての所有権の登記の登記識別情報を提供して登記の申請をすることができる(昭39.7.30民甲2702号参照)。 |
| | | 最終行 | 以上から、誤っているものは(ア)(ウ)(オ)の3個であり、正解は(3)となる。 | 以上から、誤っているものは(ウ)(オ)の2個であり、正解は(2)となる。 |

| | | | | |
|-----|--------|--------|----------|---------|
| 340 | H13-13 | 肢ウ 7行目 | 1番根抵当権者E | 1番抵当権者E |
| 434 | S59-20 | 肢1 8行目 | 債権増減 | 債権増額 |

不動産登記法(下)

| ページ数 | 過去問 | 肢番号 | 訂正前 | 訂正後 |
|------|--------|-----------|---|---|
| 68 | S59-15 | 正解欄 | (2) | (1) |
| | | 肢ア 冒頭 | 正 | 誤 |
| | | 肢ア 最終行 | この登記原因証明情報となる。したがって、本肢の場合、戸籍謄本を添付しなければならない。 | この登記原因証明情報となるが、家庭裁判所の審判、調停による遺産分割をした場合は、戸籍謄本の添付は不要となる。したがって、戸籍謄本の添付が必ずしも要求されるわけではなく、本肢は誤っている。 |
| 69 | S59-15 | 最終行 | 以上から、正しいものは(ア)(オ)の2つであり、正解は(2)となる。 | 以上から、正しいものは(オ)の1つであり、正解は(1)となる。 |
| 160 | S57-25 | 肢4 4, 5行目 | したがって、本肢は正しい | 削除 |

会社法・商法

| ページ数 | 過去問 | 肢番号 | 訂正前 | 訂正後 |
|------|--------|----------|-------------------------------|---|
| 61 | H4-36 | 肢4 1行目 | 設立時取締役の請求により | 削除 |
| 103 | H15-30 | 肢4 冒頭 | 現物出資された財産 | 発起設立において、現物出資された財産 |
| 104 | H15-30 | 肢4 冒頭 | 現物出資の目的たる | 発起設立において、現物出資の目的たる |
| 174 | H17-34 | 肢工 冒頭 文末 | いずれの会社にも当てはまらない | いずれの会社にも当てはまる |
| 174 | H17-34 | 肢工 3行目 | (165Ⅲ) | (165Ⅱ) |
| 212 | H19-29 | 肢才 2行目 | (会社231) | (会社2条31号) |
| 491 | S59-37 | 肢4 問題肢 | 問題肢全文 | 削除 |
| 492 | S59-37 | 肢4 解説肢 | 解説肢全文 | 削除 |
| 514 | H13-34 | 肢イ 4行目 | 担社90参照 | 708 |
| 686 | H4-34 | 肢5 1～3行目 | 特例有限会社においては、……。この場合において、従前の…… | 特例有限会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない(435Ⅱ、会社整備2Ⅰ)。なお、従前の…… |

商業登記法

| ページ数 | 過去問 | 肢番号 | 訂正前 | 訂正後 |
|------|--------|----------|--------------------------------|---|
| 163 | S58-36 | 2行目 | 就任後 | 選任後 |
| 324 | H8-30 | 肢3 5行目 | 定款又は定款変更にかかる | 定款変更にかかる |
| 328 | H17-29 | 肢1 6行目 | 定款又は総社員の同意 | 総社員の同意 |
| 353 | H11-33 | 問題文 文末 | 定款に別段の定めはないものとする。(改) | 定款に別段の定めはないものとし、吸収合併消滅持分会社の社員が吸収合併に際して吸収合併存続持分会社の社員となるものとする。(改) |
| 354 | H11-33 | 肢イ 2～3行目 | 吸収合併をするには、…である(会社793Ⅰ①・802Ⅰ①)。 | 吸収合併をする場合において、吸収合併消滅持分会社の社員が吸収合併存続持分会社の社員となるときは双方の会社において、原則として、総社員の同意が必要である(会社751Ⅰ②・802Ⅰ①)。 |

| | | | |
|-----|--------|-------------|--|
| 382 | H14-32 | 肢イ 3行目以下 | <p>…する機会是与えられない(会社784・796 対照)。したがって、「反対の意思を通知したA社の株主があったときは」という前提で既に誤っている。なお、簡易分割による吸収分割の登記の申請の際には、簡易分割の要件を満たしていることを証する書面及び取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録を常に添付することになる(85⑥)。よって、本肢は誤りである。</p> |
| | | | <p>…する機会是与えられないため、…誤りである。</p> |

憲法・刑法

| ページ数 | 過去問 | 肢番号 | 訂正前 | 訂正後 |
|------|--------|--------|----------|----------|
| 299 | S56-26 | 肢3 3行目 | 虚偽私文書作成罪 | 虚偽診断書作成罪 |

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・供託法・司法書士法

| ページ数 | 過去問 | 肢番号 | 訂正前 | 訂正後 |
|------|-------|--------|---------------|---------------|
| 86 | H4-2 | 肢3 3行目 | (170VI・151 I) | (170 V・151 I) |
| | | 肢4 7行目 | (170VI・166) | (170 V・166) |
| 90 | H13-1 | 肢1、2、3 | 170VI | 170 V |
| 486 | H3-11 | 肢3 1行目 | (民194前段) | (民494前段) |

合格ゾーン(単年度版)

| ページ数 | 過去問 | 肢番号 | 訂正前 | 訂正後 |
|------|--------|--------|----------|----------|
| 20 | H19-4 | 肢ア 2行目 | 貸主 | 借主 |
| 72 | H19-16 | 肢ア 2行目 | 管理人が強制手続 | 管理人が競売手続 |